

商品概要説明書

J Aカードローン（ジャックス保証型）

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

商品名	ジャックスカードローン										
ご利用いただける方	<p>○ J A の営業地区内に在住または在勤の方。</p> <p>○ お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 65 歳未満の方。</p> <p>○ 安定継続した収入のある方。 （前年度税込年収 250 万円以上（農業者の場合 150 万円以上））</p> <p>○ J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○ その他 J A が定める条件を満たしている方。</p>										
資金使途	<p>○ 生活に必要とする一切のご資金とします。</p> <p>ただし、事業性資金は除きます。</p>										
契約金額	<p>○ 30 万円、50 万円、70 万円、100 万円、200 万円、300 万円とします。</p> <p>○ 契約金額を変更する場合、別途変更手続きが必要となります。</p>										
契約期間	<p>○ ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。</p>										
借入利率	○ J A 所定の利率とします。										
返済方法	<p>○ 約定返済</p> <p>毎月末日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、極度額に応じた定額返済とします。なお、ご利用金額が 1 万円未満の場合は、前月約定返済日現在のお借入残高を、返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。</p> <table border="1" data-bbox="558 1400 1257 1648"> <thead> <tr> <th>当座貸越極度額</th> <th>定額返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 万円・50 万円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>70 万円・100 万円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 万円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>300 万円</td> <td>40,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。</p>	当座貸越極度額	定額返済額	30 万円・50 万円	10,000 円	70 万円・100 万円	20,000 円	200 万円	30,000 円	300 万円	40,000 円
当座貸越極度額	定額返済額										
30 万円・50 万円	10,000 円										
70 万円・100 万円	20,000 円										
200 万円	30,000 円										
300 万円	40,000 円										
担保	○ 不要です。										
保証人	○ J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。										

手数料	<p>○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山梨県農業協同組合中央会が設置・運営する山梨県JAバンク相談所（電話：055-222-7700）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。山梨県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山梨県弁護士会（電話：055-235-7202） 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山梨県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAバンク山梨